

<報道発表資料>

令和3年10月19日

埼玉県酒類販売事業者等協力支援金（10月分） の申請受付を開始します

国の月次支援金の延長に伴い、埼玉県酒類販売事業者等協力支援金について10月分を給付することとしました。

令和3年11月1日（月）から申請受付を開始します。

● 制度概要

1 給付額

(1) 給付額

令和3年10月の売上減少額^{※1}から国の月次支援金^{※2}を控除した額

※1 前年又は前々年の同月と比較し算出した額。

※2 令和3年4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上げが50%以上減少した中小法人・個人事業者等を対象に経済産業省が給付する支援金。

詳細については、経済産業省ホームページを御覧ください。

https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

(2) 給付上限額

売上減少率	中小法人等	個人事業者
15%以上50%未満	20万円	10万円
50%以上70%未満	酒類協力支援金は対象外 [※]	
70%以上90%未満	30万円	15万円
90%以上	50万円	25万円

※国の月次支援金及び埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金の給付対象となる場合があります。御確認ください。

2 申請手続き

- (1) 申請方法
電子申請又は郵送
- (2) 申請受付期間
令和3年11月1日(月)～令和4年2月15日(火) (消印有効)

3 主な給付要件

- (1) 埼玉県内に本店・住所を有する中小法人等又は個人事業者であること。
- (2) 酒類販売事業者又は酒類製造事業者であること。
- (3) 酒類の提供停止を伴う休業要請等(酒類の提供停止を伴わない営業時間短縮要請を含む)に応じた飲食店等との取引があることによる影響を受けていること。
- (4) 埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金(10月分)^{*}の受給者ではないこと。
※飲食店等の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けて、売上が50%以上減少し、国の月次支援金を受給している事業者に対する協力支援金。詳細は以下ホームページ等を御確認ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/gaishutsu-shienkin.html>

4 問合せ先

埼玉県酒類販売事業者等協力支援金 事務局

048-658-7701

午前9時～午後6時(土日祝日を含む※年末年始(12/30～1/3)は除く)

5 その他

給付要件等詳細については、埼玉県ホームページを御覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/shurui-shienkin.html>